

○田野畑村奨学金返還支援助成金交付要綱

平成28年7月26日

告示第96号

(趣旨)

第1条 貸与型奨学金を借り受けした者の村内定住を促進するため、奨学金等の返還に要する経費について、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、田野畑村補助金交付規則（昭和37年田野畑村規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学等 大学（短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校、専修学校及び高等学校をいう。
- (2) 奨学金等 日本学生支援機構奨学金及びその他これに準じると村長が認める奨学金（村奨学金を含む。）をいう。
- (3) 事業所等 通勤圏内（概ね片道2時間以内）に所在する事業所、在宅ワーク及び在宅勤務をいう。

(支援対象者の要件)

第3条 支援対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 村に住民登録し、村民税を課されている者（その同一生計配偶者に住民税が課されている場合を含む。）
- (2) 助成金の認定申請時において、村内に居住し10年以上定住する意思を有する者
- (3) 村に住民登録し、大学等に在学している期間に就学のために借り受けた奨学金等を返還予定又は返還中の者
- (4) 村税等を滞納していない者

(助成金の額)

第4条 単年度における助成金の額は、交付の申請書を提出する日の属する年度の前年度において返還した奨学金等（繰上返還額を含む。ただし、利息を除く。）の額とする。ただし、25万円を上限とする。

2 前項の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(支援期間)

第5条 助成金の支援を受けることができる期間は、奨学金の返還が完了するまでとする。

(助成認定の申請)

第6条 この助成金の交付を受けようとする者は、村長が別に定める期日までに、田野畑村奨学金返還支援助成金認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請し、助成の認定を受けなければならない。

- (1) 借り受けた奨学金等の総額（現に奨学金等を返還中の場合は返還残高）が確認できるもの
- (2) 住民票の写し（世帯全員）
- (3) 事業所等の在職証明書
- (4) 村税・公共料金の滞納等のないことを証するもの
- (5) 村民税が課されていることが分かる書類

(助成の認定)

第7条 村長は、前条の規定による助成金の認定申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、当該申請の内容を調査し、助成すべきと認めたときは、速やかに、田野畑村奨学金返還支援助成金認定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(助成認定の取り消し等)

第8条 村長は、助成の認定をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による助成の認定を取消することができるものとする。

- (1) 自己都合により離職し、再就職しない場合。ただし、病気、婚姻等に伴う生活様態の変化に伴う者を除く。
- (2) 奨学金の返還を滞納した場合
- (3) 村外に住民登録した場合

(再認定申請の禁止)

第9条 前条の規定により助成の認定を取り消された者は、再度認定申請を行うことができない。

(交付申請)

第10条 助成の認定を受けた者は、村長が指定する日までに、田野畑村奨学金返還支援助成金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて交付申請しなければならない。

- (1) 助成金認定通知書（様式第2号）の写し
- (2) 奨学金等の返還額を証するもの

- (3) 住民票の写し（世帯全員）
- (4) 事業所等の在職証明書
- (5) 村税・公共料金の滞納等のないことを証するもの
- (6) 村民税が課されていることが分かる書類
- (7) その他村長が必要と認める書類

（交付決定）

第11条 村長は、前条の規定による助成金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、助成金を交付すべきと認めたときは、速やかに、田野畑村奨学金返還支援助成金交付決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

（交付の条件）

第12条 助成金交付決定の通知を受けた者は、離職や病気、生活態様等申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を村長に報告しなければならない。

（助成金の請求）

第13条 助成金交付決定書の交付を受け、助成金の交付を請求するときは、田野畑村奨学金返還支援助成金交付請求書（様式第5号）を提出しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第74号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日告示第22号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

[別紙参照]

様式第2号（第7条関係）

[別紙参照]

様式第3号（第10条関係）

[別紙参照]

様式第4号（第11条関係）

[別紙参照]

様式第5号（第13条関係）

[別紙参照]